

質 問 回 答 書

平成 26 年 7 月 7 日

「2014 年度案件別事後評価：パッケージ II-2(カザフスタン、中国、マレーシア、パキスタン)」

(公示日：平成 26 年 6 月 25 日 / 公示番号：140483) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	公示「2 業務の内容」、業務指示書 P18 「 パキスタン…」以降、業務指示書別紙 2「各 PKG 特徴」	<p>公示「2 業務の内容」を見ると、邦人は首都以外の立ち入りに制約がある旨、記載があります。業務指示書 P18 「 パキスタン…」以降の箇所では、「本業務従事者による事業サイト実査及び受益者調査はカラチを起点とする陸路」となっています。業務指示書別紙 2「各 PKG 特徴」では、「評価者は首都を起点とする陸路によるサイト調査を行う」との記載です。</p> <p>パキスタン国で想定されている調査地域とそこに至るルートが不明確なため、改めて明示して頂けると助かります。</p>	<p>治安状況に鑑み、邦人の業務従事者の行動については、カラチから陸路(車両)で日帰りで訪問できる地域に限定してご検討いただきたい。邦人の業務従事者が訪問可能な地域は、外務省海外安全ホームページで「渡航の是非を検討してください」と分類された地域のみとお考えください。</p> <p>2014 年 7 月 2 日現在、パキスタンへの邦人の業務従事者による渡航は 8 月まで全面禁止の措置を採っており、本業務サイト実査の方法に関しても、後日最新の情報に基づいて判断を行うことになる旨、ご承知おきください。</p>
2	公示「2 業務の内容」、業務指示書 P18 「 パキスタン…」以降、業務指示書別紙 2「各 PKG 特徴」	<p>邦人の業務従事者による、以下の地域それぞれの立ち入り可否を確認できればと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> - イスラマバード - カラチ - クエッタ <p>クエッタ以外のパロチスタン州</p>	<p>各地の邦人の業務従事者の立ち入り可否については以下の通りであるが、治安状況に鑑み、カラチから陸路(車両)で日帰りで訪問できる地域に限定してご検討願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イスラマバード、カラチ： 訪問可能。 ・クエッタ： 訪問対象外としていただきたい。 ・クエッタ以外のパロチスタン州： 外務省海外安全ホームページで「渡航の是非を検討してください」と分類された地域のみ訪問可能。

			2014年7月2日現在、パキスタンへの邦人の業務従事者による渡航は8月まで全面禁止の措置を採っており、本業務サイト実査の方法に関しても、後日最新の情報に基づいて判断を行うことになる旨、ご承知おき願います。
3	公示「2 業務の内容」、業務指示書 P18 「パキスタン…」以降、業務指示書別紙 2「各 PKG 特徴」	<p>現地調査補助員による、以下の地域それぞれの立ち入り可否を確認できればと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> - イスラマバード - カラチ - クエッタ <p>クエッタ以外のパロチスタン州</p>	業務従事者と契約を取り交わした現地調査補助員による各地の立ち入りに制限はありません。ただし業務従事者は、調査補助員の調査に係り、十分な安全対策措置を講じてください。
4	業務指示書 P17 「2.業務の目的」…」以降	評価対象案件のうち、事業完了報告書 (Project Completion Report) が回収できていない案件はあるでしょうか？ 業務スケジュールに影響する事項のため、もし未回収の案件があれば、どの案件が明示していただけると助かります。	内部資料のため、回答は控えさせていただきます。
5	業務指示書 P21 「6.現地調査補助員の備上」…」以降	補助員の業務量を6.60M/Mを目安としておりますが、この目安を超える提案は可能でしょうか？ パキスタン案件は邦人の業務従事者の調査に制約があり、また三案件にて受益者調査が想定されているため、円滑な業務実施の観点から補助員の業務量を少し増やすことを検討しています。	業務量はあくまで目安であり、それを超える代替案を排除するものではありませんので、現地調査補助員による業務の代替も念頭にご提案いただいた内容の妥当性を弊機構内で評価します。

以上